

児童扶養手当を支給しています

児童扶養手当とは、離婚や死別などの理由で母親もしくは父親のみで子どもを育てている「ひとり親家庭」に対して、生活の安定と自立を促進するため設けられた制度です。
※平成22年8月1日から父子家庭にも支給されています。

は家庭の状況により異なりますので、村民福祉課福祉係へご相談ください。
支給方法 原則として、申請した月の翌月分から手当を支給します。毎年4月、8月、12月の年3回、請求者の希望した金融機関の口座に振り込みます。
継続の手続き 継続して児童扶養手当を受けるには、年

に1回、8月に児童の養育状況や前年の所得を確認するための現況届を提出することが義務付けられています。基本的に8月1日から31日までの間に提出し、2年間提出しないと支給資格がなくなりますので、ご注意ください。
問 村民福祉課福祉係 ☎ 49・3113

仮設焼却施設周辺空間線量の測定結果

村仮設焼却炉監視委員会では、毎週金曜日に仮設焼却施設周辺の空間線量を測定しています。なお、仮設焼却施設周辺の空間線量測定結果と関連ファイルについては、村および環境省のホームページで公表しています。
問 村地域整備課環境係 ☎ 49・3196

児童扶養手当の支給対象(所得制限があります)

対象年齢	18歳に到達して最初の年度末(3月31日)まで(心身に一定の障がいがあるときは20歳未満)
該当する児童	<ul style="list-style-type: none"> ●両親が離婚してひとり親家庭である(母子家庭・父子家庭) ●父または母が死亡した ●父または母が一定程度の障がいの状態にある ●父または母の生死が不明 ●父または母に遺棄されている ●父または母が1年以上拘束されている ●母が未婚のまま子どもを産んだ場合 ●孤児 上記のいずれかの要件に該当し、養育者(父母以外でも養育者であれば対象)の所得が一定水準以下の場合に支給されます。
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国内に住所がない ●父や母の死亡に伴う年金・労災などを受給できるとき ●父または母の年金の加算対象になっているとき ●里親に委託されているとき ●父または母と生計を同じくしているとき(父または母が障がい者の場合を除く) ●父または母が再婚し、その連れ子として養育されているとき ※法律上の届け出をせず、実態として婚姻同様の生活を行っている場合(いわゆる事実婚)も対象外となります。

※請求者が老齢福祉年金以外の年金を受けている場合には、受給者になれませんので注意してください。

支給月額(平成25年10月1日改定)

児童の人数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人	41,140円	所得に応じて9,710円～41,130円(10円きざみ)
2人	5,000円加算	
3人以上	1人につき3,000円加算	

施設周辺の空間線量(11月22日実施) [μSv/h]

測定箇所	測定値	測定箇所	測定値
仮設焼却炉入口	0.13	施設東側 120m	0.14
青生野小学校	0.12	施設南側 120m	0.17
朝日山登山道入口	0.11	施設西側 120m	0.18
青生野肥育組合	0.15	施設北側 120m	0.20
鹿角平観光牧場	0.10	仮置場看板付近	0.10
		石久保線起点	0.16
		石久保線終点	0.15
		和協管理棟付近	0.16

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭および父母のいない児童に対して医療費の一部を助成します。
助成対象 次のいずれかに該当する方/①18歳未満の児童を監護している配偶者のいない父親または母親とその児童/②父母のいない18歳未満の児童
助成条件 児童扶養手当の支給要件と同じです。
助成内容 対象者が医療機関で受診した月の支払い額の合計から1000円を控除した額を助成します。ただし、

し、同一月の医療費の合計が1000円未満の場合は助成されません。
申請方法 ①登録申請をし、受給者証の交付を受けます。/②医療機関にかかる際に受給者証と助成申請書を提示し、支払った医療費の証明を受けます。/③医療機関の証明を受けた助成申請書を役場に提出し、審査後に支給決定され、指定口座に振り込まれます。
問 村民福祉課福祉係 ☎ 49・3113

特別児童扶養手当を支給

支給対象 20歳未満で、身体または精神に一定の障がいのある児童を監護している父親もしくは母親、または父母に代わってその児童を養育している方(所得制限があります)。
支給対象外 次のような場合は手当を受けることができません。/①手当を受け

うとする人、対象となる児童が日本に住所がない場合/②児童が肢体不自由施設や知的障がい児施設などの施設に入所している場合/③児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができる場合
問 村民福祉課福祉係 ☎ 49・3113

農産物等放射性物質測定結果

村内で栽培・採取された農産物等の放射性セシウム測定結果を公表します。結果はあくまでも参考値ですので、目安としてください。
また、村では現在も放射性物質の検査を受け付けています。ぜひ、ご利用ください。

【注釈】
①放射性セシウムは134と137の合算値です。
②検出限界値未満を「不検出」と表示しています。
③空欄は測定実績がありませんでした。
④同じ地区で複数ある場合は、最小値と最大値を表示しています。

検査試料	10月16日～11月15日検査 [ベクレル/kg]						
	赤坂西野	西山	赤坂中野	東石	富田	渡瀬	青生野
里芋	不検出	不検出	不検出	5	不検出		
大根	不検出	不検出	不検出	不検出 ²⁷	不検出		
白菜	不検出	不検出	不検出	不検出 ⁷	不検出		
カボチャ	不検出	不検出	不検出	不検出 ⁵			
サツマイモ			不検出	不検出	不検出		
ホウレンソウ	不検出		不検出		不検出		
小松菜	不検出	不検出		不検出	不検出		
ニンジン		不検出		不検出	不検出		
ブロッコリー	不検出		不検出	不検出			
柿	不検出		不検出			不検出 ⁶	
トコロイモ		不検出		30			不検出
柚	不検出 ²²	17					
ジュウネン		不検出					不検出
ナメコ	25～41		41	65			135
ネズミシメジ				62～258			
イノシシ肉	160～207			99～438	115	199～346	418

■問い合わせ 村農林課 ☎ 49-3114